平成２５年（フ）第７３号
香川県坂出市青葉町５番33号　レオパレスクリスマスローズ105号
債務者　赤木万知子（旧姓佐藤・水田）
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第７６号
香川県丸亀市土器町東５丁目690番地　コーポサンフィールドⅠ号
債務者　眞鍋　健一
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第７９号
香川県丸亀市今津町219番地２　ケアハウスマイルドハート丸亀
債務者　宮本　令子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第８４号
香川県丸亀市飯山町川原938番地５
債務者　久保まゆみ（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第９６号
茨城県高萩市大字中戸川1607番地
債務者　鈴木　アキ
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１０２号
茨城県日立市諏訪町３丁目６番38号
債務者　井上喜美江
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第４０号
茨城県神栖市大野原７丁目５番57―405号　コスモシティ大野原Ｂ棟
債務者　煙山　　正
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第４５号
茨城県神栖市土合本町４丁目9823番地２県営住宅３棟405号
債務者　松村　勝子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第４６号
茨城県鹿嶋市大字宮津台4685番地29グランモアつばさＣ―202
債務者　戸島みゆき（旧姓郡司）
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第４７号
茨城県神栖市筒井1548番地６
債務者　宮内眞知子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第５５６号
千葉県市原市北国分寺台５丁目４番地９
債務者　成田久美子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６２３号
千葉市中央区大森町491番地１　レジデンス大森Ⅰ―105号
債務者　木村　武男
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６３５号
千葉県習志野市東習志野５丁目１番２号　ヘーベルメゾン101号
債務者　望月　絵美（旧姓香取・加納）
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６５６号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1565番地９　静留レジデンス201号
債務者　倉持　安子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６９６号
千葉県市川市中国分５丁目15番10号
債務者　岩崎　辰也
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６９９号
千葉県市川市曽谷３丁目20番１号
債務者　大塚　悦代
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７０２号
千葉市花見川区千種町159番地31
債務者　近藤奈緒美（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７１２号
千葉県市川市行徳駅前３丁目15番１―207号　ル・ファールホリキ
債務者　島津　陽子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係